

オピニオン

社会福祉法人から見た社会福祉基礎構造改革、特に特別養護老人ホームにおける施設経営について

手稲区支部 立花 肇

法人が、どのように変わっていくのか、2000年4月よりスタートする介護保険制度導入後、大変気になる所です。

法人が施設の経営主体であることが明確になります。今回の基礎構造改革は、福祉サービスの提供をすべて行政が関わってやっていたこれまでの仕組みから、利用者が自分に合うサービスを選択して、購入するという仕組みに変えようとしています。そのことによって新たな制度に合わせて変えていかなければならないことが出てきます。われわれ施設経営をする者からすると、従来は行政介入が非常に細かいところまであり、法人としての主体性もほとんど認められておりませんでした。いわば、「施設あって法人なし」という状況だったのです。

介護保険制度導入に際して、二つの種類の競争がでてくると思われます。1つは、政策的な競争です。民間企業も含めた他の主体が入りやすい道筋が作られ、主体間の競争が激化する事が考えられます。二つめの競争は、自然発生的な量的競争です。法人経営者のなかには、特別養護老人ホームの入所待機者があだけいるのだから、サービス利用者の担保はされていると楽観視している人もいるようですが、それは極めて危険な錯覚です。

行政改革のなかでも重要な柱が規制緩和です。今まで、第1種社会福祉事業は国か自治体、社会福祉法人でなければできませんでした。この制度がなくなって、民間事業者が社会福祉事業のどの分野にも自由に参入できる状況になれば、公は第1種社会福祉事業に、どう関わるのかわかりませんが、社会福祉事業そのものの本質が改めて問われることとなります。

社会福祉法人は、危機感をもって前向きに努

力し、さらに恩典規制（税制の問題、補助金の問題、寄付金の受け入れ等）の見直しに危機感を持たざるを得ません。いままでは、運営は、存在しても経営は存在していないといわれてきました。行政改革委員会では「公正かつ自由な競争の促進を図っていく」と表現し、総務庁の規制緩和の関する白書では公正かつ自由な競争を促進するため、規制緩和とともに競争政策の積極的な展開を図ると説明されています。その要件として、「規制に代わって競争制度的な行政指導がおこなわれることのないよう所要の調整を図る。」とされています。つまり、多様な主体の参入促進を図る一方で、それを排除するような、つまり社会福祉法人にのみ恩典を与えるような行政指導がなされた場合には、所要の調整を図ると読みとれます。社会福祉法人の経営は、法人を維持運営していくために適正運営並びに経営が必要ということは、いうまでもありません。さて、収入に対する人件費の割合が高いため、法人がその人件費の負担に耐えきれなくなり赤字に転落し倒産してしまうことが懸念されます。この倒産を労務倒産と呼びます。一般的にいえば、人件費の高低は、人件費総額（法定福利費を含む）を収入総額で除して算出した人件費率で判断します。医療法人では、人件比率が50%を越えた場合は、赤字に転落するといわれておりますが、社会福祉法人においては、60%から80%となっているところが多いと聞いております。これでは激化する競争へは、生き残れません。

ある社会福祉のエキスパートと話した折りに職員を非常に手厚く保護していたことは、福祉経営において大変に重い足かせとなっているということでした。朝日新聞の記事に石原慎太郎

知事が特養の補助金の打ち切りを来年4月から行うことが掲載されていました。すでに東京の特養では、リストラが始まっております。釧路支庁、白糠町で唯一の特養についてリストラ問題が出ておりました。又、デイサービスを民営化することが掲載されていました。労務倒産を回避するためには、能力主義人事制度やアウトソーシング等により、医療法人の職員との著しい格差の是正が必要となることは、必至であります。医師会の諸先生方には、医療のみならず、このような福祉にも充分なご理解とご協力、ご

指導を賜りたくお願い申し上げます。今年は、さらに、国連の定めた国際高齢者年で、参加(participation)、ケア(care)、自立(independence)、自己実現(self-fulfilment)、尊厳(dignity)を高齢者のための5つの原則として決議されています。最後に「医療の出口は、福祉の入り口である。」と二木立日本福祉大学教授の複合体講座の中で九州の産業医大の教授が述べておられましたことを申し添えます。

参考文献：月刊福祉 保健・医療・福祉複合体：二木立 (札幌立花病院)

札幌の動き

…11月…

- 1日・三役会打ち合わせ
 - ・第3回中央ブロック役員会
 - ・中央ブロック役員・道医代議員合同懇談会
- 5日・札幌地域産業保健センター運営協議会
- 8日・第8回医事紛争処理委員会
 - ・第8回財務経理部・会館部合同担当理事会
 - ・第5回学術・生涯教育合同委員会
 - ・第5回広報委員会
 - ・第4回健康さっぽろ編集会議
- 9日・監事会
 - ・第8回支部連絡調整会議
 - ・第15回総務部担当理事会
 - ・札幌連打ち合わせ
- 10日・札幌市長との医療に関する政策懇談会
- 11日・生保集合指導
 - ・看護専門学校看護婦科戴帽式
 - ・介護保険に関する打ち合わせ
- 12日・第17回理事会
 - ・第4回会員福祉部担当理事会
- 16日・社保個別指導
 - ・第3回札幌医学術講演会
- 17日・第7回医政委員会
 - ・第8回介護保険委員会
- 18日・第5回在宅療養支援委員会

- 19日・監事監査
- 22日・第11回三役会
 - ・第16回総務部担当理事会合同会議
 - ・札幌連打ち合わせ
- 24日・第18回理事会
 - ・第5回会員福祉部担当理事会
 - ・監事会
- 25日・中央区東支部役員会
 - ・中央区西支部役員会
 - ・東区支部役員会
 - ・豊平区支部役員会
 - ・清田区支部役員会
- 26日・北海道監査
 - ・北区支部役員会
 - ・白石区支部役員会
 - ・厚別区支部役員会
 - ・南区支部役員会
 - ・西区支部役員会
 - ・手稲区支部役員会
- 27日・創立52周年記念式典記念祝賀会
- 29日・第12回三役会
 - ・第3回かかりつけ医推進委員会
 - ・札幌連打ち合わせ
- 30日・第1回勤務医委員会
 - ・第8回医療保険指導委員会
 - ・札幌市医師会勤務医委員会・札幌市病院協議会・札幌市勤務医協議会合同懇談会